

(別紙1)仕様書

1 委託業務名

令和3年度静岡県若者こころの悩み相談窓口事業

2 窓口の概要

若年層の自殺防止を目的とし、若年層が抱えるこころの悩み相談に応じる。

3 相談対象者

静岡県内居住者のおおむね39歳以下の方

4 委託期間

契約日から令和4年3月31日

5 業務内容

電話相談	相談日時	・24時間、365日
	方法	・傾聴と同時に、内容や感情から自殺の危険性に関するリスクアセスメントを行う。 ・原則1件当たり30分以内を目安とする。 ・静岡県と協議の上「静岡県若者こころの悩み相談マニュアル」を作成し、それに従い適切かつ誠実に対応する。
	相談体制	・電話回線は1回線とする。 ・電話相談員は常時1人以上配置する。
	電話相談員 資格要件	・次のいずれにも該当する者とする (1) 精神科医師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、保健師、看護師又は産業カウンセラー (2) 1年以上精神保健福祉分野の相談業務を経験した者
相談記録の統計処理等	・月ごとに相談記録の統計処理を行い、月次報告書を提出する。 ・上記に加えて、四半期末の分析報告書を提出する。	

6 個人情報の保護

- (1) 相談者のプライバシーについて、細心の注意を払い、保護しなければならない。
- (2) 受託者は本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。また、事業に携わる者に、個人情報の保護につき周知徹底を図ること。
- (3) 受託者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)を遵守すること。

7 相談等の記録・報告

- (1) 電話相談1件ごとに、電話相談記録票を作成し相談内容等を記録する。
- (2) 受託者は、業務日誌を記載し、月毎に相談記録の統計処理を行い、月次報告として翌月20日までに県へ提出する。
- (3) その他必要に応じて県に報告を行う。

8 情報収集

受託者は、適切な情報提供や他機関紹介を行うため、資料の収集整理に努めるものとする。

9 他機関との協力・連携

継続して援助を行うことが必要と認められる相談の場合には、必要に応じて適切な機関に紹介するなど協力及び連携を図るものとする。

10 受信方法

受託者は、静岡県が設置するフリーアクセス電話からの転送により相談を受けるものとする。その際、フリーアクセス電話からフリーダイヤル番号への転送はできないため、受託者は固定電話番号で受信するものとする。

11 相談費用

相談費用は無料とする。

12 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に静岡県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

13 本事業は厚生労働省の令和3年度「地域自殺対策強化交付金」を活用して実施する予定であるため、次の点に留意すること。

- (1) 受託事業が契約期間内に完遂できること。
- (2) 事業の実施状況や実績について、国の会計検査の対象となること。
 - ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。

14 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、故意又は過失により、障害福祉課又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行に際しては、静岡県の相談業務の公共性に鑑みて常に相談者の立場を考慮し、信頼を確保しなければならない。
- (4) 受託者及び職員（従事者を含む）は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (6) 受託者は、受託管理責任者、相談責任者及び相談員に対し、法令に基づく事業者としてのすべての義務を負うものとする。
- (7) 受託者は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときは、委託者と協議してこれを定めるものとする。

15 その他留意点等

- (1) 複数の企画提案は認めない。
- (2) 提案企画は、本事業の目的及び開催方針に沿うよう留意すること。
- (3) 本企画案にかかる一切の経費（プレゼンテーションに係る経費を含む。）は提案者の負担とする。
- (4) 本事業実施に係る全ての成果物の著作権は委託者に帰属すること。

(別紙2) 応募について

(1) スケジュール 応募者の状況により変更する場合がある。

県(障害福祉課精神保健福祉室)ホームページによる公告開始	令和3年3月11日(木)
質問書の受付期限	3月15日(月)正午必着(メールのみ)
質問書の回答	3月15日(月)までにメールで回答
参加表明書(2部)、応募申込書(6部)の提出期限	3月16日(火)午後4時必着(郵送又は持参)
第1次審査(書類審査)	3月18日(木)不合格者のみに連絡
第2次審査(プレゼンテーション)	3月22日(月)15時00分開始
選考・採用業者の決定・選定結果の伝達	3月23日(火)
事業開始前事前協議	別途連絡

(2) 参加表明書、応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書の提出方法

- ア 参加表明書(様式第1号) 2部(正本1部、写し1部)
- イ 応募申込書(様式第2号) 6部(正本1部、写し5部)
- ウ 業務計画書(様式第3号) 6部(正本1部、写し5部)
- エ 企画提案書(様式任意) 6部

以下の事項を必ず記載すること。

提案の基本的な考え方

本業務の実施に関する基本的な考え方について

相談業務の実績

相談体制

相談員の確保、相談業務等の遂行体制

従事者への教育・研修体制

従事者への研修計画や内容について

団体又は業務の提供に際してのセールスポイント及び独自提案

報告

相談対応状況(相談件数等)の報告や緊急事案の発生時の対応について

情報セキュリティ

個人情報や相談内容等の漏えいに対する取り組みについて

企画提案書の大きさは日本産業規格A4とする。日本産業規格A3を用いる場合は、A4に折りたたむこと。企画提案書は正本及び写しは原則としてカラーとし、製本はホチキス留めすること。

オ 見積書（様式は任意） 6部（正本1部、写し5部）
あて名を静岡県知事とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。
業務内容ごとに見積金額の内訳を記載すること。

カ 作成に用いる言語等 言語は日本語、通貨は日本円とする。

キ 企画提案書の無効 提出された書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

（3）質疑と回答

質疑がある場合は、質問書（様式第4号）をメールにて送付すること。

(別紙3) 選定について

(1) 第1次審査(書類審査)

- ア 審査方法 委員会事務局(障害福祉課)にて書類審査を行う。
- イ 審査基準 趣旨、形式及び内容を審査する。
- ウ 結果通知
不合格と認められた場合のみ令和3年3月18日(木)までに連絡する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

- ア 審査日時 令和3年3月22日(月)15時00分~
1 提案者あたりの所要時間は、説明15分以内、質疑応答約10分とする。
- イ 審査場所 静岡県庁別館2階第3会議室B
- ウ 審査方法
応募者によるプレゼンテーションを「令和3年度静岡県若者こころの悩み相談窓口委託先選定委員会」の委員5名が審査する。
- エ 審査基準 以下の表に基づき審査する。

(3) 委託先候補者の選定

第2次審査(プレゼンテーション)の合計点による順位のみではなく、委託先としての適否に係る審査委員の意見交換を踏まえ、出席した審査委員の賛同をもって委託先候補を決定する。選定結果は、全ての企画提案者に文書により通知する。

第2次審査 審査表

項目	具体的な観点	評価点
1 団体に関する事	・団体において相談業務の実施実績があり、当該業務を実施するノウハウを有しているか。	5・4・3・2・1
	・相談業務（電話相談・面接相談等）の経験がある相談員が確保されているか。	5・4・3・2・1
2 業務内容に関する事	・県の相談業務に対する考え方、重視している点は適切か。	5・4・3・2・1
	・相談業務等が適切に遂行される体制となっているか。	5・4・3・2・1
	・相談員の資質維持・向上に向けた取組について効果的なものとなっているか。	5・4・3・2・1
	・相談業務に関して仕様書に示す以外の独自工夫が効果的なものとなっているか。	5・4・3・2・1
3 意欲や熱意に関する事	・相談業務の実施に対する意欲や熱意が認められるか。	5・4・3・2・1
4 収支計画に関する事	・見積書は適切に積算され、安定した業務運営を期待できるか。	5・4・3・2・1
合計点（40満点）		

各項目を5点満点で評価

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果を期待できない）